



鳥取県公報

平成17年 2月18日(金)
第 7 6 6 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し (88) (税務課)	1
	東伯郡及び倉吉市の人口 (89) (市町村振興課)	1
	大山町の人口 (90) (〃)	2
	西伯郡、米子市及び八頭町の人口 (91) (〃)	2
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (92) (障害福祉課)	2
	土地改良区の定款の変更の認可 (93) (耕地課)	2
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示 による通知 (2件) (森林保全課)	3
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	5
	平成16年度鳥取県職員採用試験 (資格免許職・船舶乗組員 (航海士)) (人事委員会事務局任用課)	6
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (環境政策課)	8

告 示

鳥取県告示第88号

鳥取県税条例 (平成13年鳥取県条例第10号) 第193条第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成17年 2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定取消年月日
有限会社三和石油 代表取締役 網尾 正明	鳥取市服部512 - 1	平成17年 2月 8 日

鳥取県告示第89号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第176条第1項第1号及び第177条第1項第1号の規定による東伯郡及び倉吉市の人口は、次のとおりである。

平成17年 2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

郡及び市の名称	人 口
東伯郡	62,659人
倉吉市	54,027人

鳥取県告示第90号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第177条第1項第1号の規定による大山町の人口は、次のとおりである。

平成17年 2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 町の名称 大山町
- 2 人口 19,561人

鳥取県告示第91号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第176条第1項第1号及び第177条第1項第1号の規定による西伯郡、米子市及び八頭町の人口は、次のとおりである。

平成17年 2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

郡及び市町の名称	人 口
西伯郡	47,405人
米子市	147,837人
八頭町	20,245人

鳥取県告示第92号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年 2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	アイリスケアセンター大栄	東伯郡大栄町大字西園506 - 1	居宅介護	平成17年 2月14日

鳥取県告示第93号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、西郷中央土地改良区の定款の変更を平成17年2月14日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成17年2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年1月28日付鳥取県告示第44号）の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

福島 シゲ	鳥取市佐治町加茂字神殿967
小谷 陽子	鳥取市佐治町加茂字中尾2260
〃	鳥取市佐治町加茂字中尾2261
〃	鳥取市佐治町加茂字中尾2263
安部 鹿藏	鳥取市佐治町加茂字中尾2265
瀧本 平六	〃
岡村 藤十郎	鳥取市佐治町加茂字福塔2505
田中 尊顯	鳥取市佐治町加茂字長背壺2937
佐々木 よね	鳥取市佐治町加茂字日津坂西2964
塩見 志	鳥取市佐治町加茂字大塔3114
田中 尊顯	鳥取市佐治町加茂字丸山3124の7
田中 義政	鳥取市佐治町加茂字丸山3124の8
〃	鳥取市佐治町加茂字丸山3124の21
〃	鳥取市佐治町加茂字丸山3124の25
田中 尊顯	〃
岡村 薫	〃
田中 義政	鳥取市佐治町加茂字丸山3124の36

田中 尊顯	鳥取市佐治町加茂字丸山3124の38
田中 義政	鳥取市佐治町加茂字丸山3124の42
田中 尊顯	〃
岡村 薫	〃
田中 義政	鳥取市佐治町加茂字丸山3124の48
田中 尊顯	鳥取市佐治町加茂字丸山3124の52
〃	鳥取市佐治町加茂字丸山3124の66
田中 義政	鳥取市佐治町加茂字丸山3124の68
田中 尊顯	〃
岡村 薫	〃
徳田 莊次郎	鳥取市佐治町加茂字大真高3127
田淵 歌子	鳥取市佐治町尾際字尾谷103の17
國政 義隆	鳥取市佐治町尾際字フルハタケ788
倉元 音次	鳥取市佐治町尾際字フルハタケ792の2
倉元 安十郎	鳥取市佐治町尾際字フルハタケ800の3
〃	鳥取市佐治町尾際字フルハタケ801
〃	鳥取市佐治町尾際字フルハタケ803の3
福安 鋼清	鳥取市佐治町尾際字フルハタケ808
〃	鳥取市佐治町尾際字フルハタケ808の2
光浪 喜平次	鳥取市佐治町尾際字フルハタケ809の4
藤原 繁藏	鳥取市佐治町尾際字フルハタケ810の9
福安 兵馬	鳥取市佐治町尾際字南平1212の128
〃	鳥取市佐治町尾際字南平1212の134
〃	鳥取市佐治町尾際字南平1212の181
谷上 八重子	鳥取市佐治町余戸字櫻谷731の2
〃	鳥取市佐治町余戸字櫻谷731の3
大野 憲一	鳥取市佐治町余戸字山七反1105

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、佐治村森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に
備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年 2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年 2月 1日付鳥取県告示第55号）の内容

（告示の内容）

- （1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

寺谷 としこ	八頭郡智頭町大字芦津字小坂上へ1072の1（次の図に示す部分に限る。）
綾木 誠	八頭郡智頭町大字芦津字小坂上へ1073の1

- （2）保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- （3）変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 智頭町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成17年 2月18日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

- 1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- （1）法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成17年3月11日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成17年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成17年2月18日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成16年度鳥取県職員採用試験（資格免許職・船舶乗組員（航海士））

2 採用予定者数

1名程度。ただし、採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

知事の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額138,800円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 昭和29年4月2日以降に生まれた者であること。

(2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第4条第1項の規定による海技士（航海）に

係る免許（同法第5条第1項第1号に規定する一級海技士（航海）から五級海技士（航海）までの資格に係るものに限る。以下「免許」という。）を受けた者又は平成17年5月31日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成17年5月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成17年3月13日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

7 第2次試験

(1) 試験種目

ア 作文試験

イ 面接試験

ウ 適性検査

(2) 試験の期日

平成17年4月11日（月）及び同月12日（火）

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁議会棟会議室 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成17年3月29日（火）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成17年4月25日（月）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（最終合格者発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成17年6月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、平成17年5月31日までに免許を受けることができなければ、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵送又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成17年2月18日（金）から同年3月3日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送又は信書便による申込みは、平成17年3月3日（木）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成17年2月18日（金）午前0時から同月28日（月）午後12時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成17年2月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

(1) 件名及び数量

鳥取県衛生環境研究所清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様

鳥取県衛生環境研究所清掃業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行場所

東伯郡湯梨浜町大字南谷526 - 1 鳥取県衛生環境研究所

(4) 履行期間

平成17年4月1日から平成20年3月31日まで

2 入札参加申込書類の提出ができる者

入札参加申込書類（以下「申込書類」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第669号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務の建物清掃に登録されている者であること。

なお、この公募型指名競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年2月24日（木）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。

(3) 県内に本店又は支店を有する者であること。

(4) 平成17年2月18日（金）から同年3月3日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号の事業の登録（鳥取県知事の登録に限る。）を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により、同項第6号の事業の登録（鳥取県知事の登録に限る。）を受けている者を含む。）であること。

(6) 平成13年度以降に鳥取県が発注した本件事務所に係る清掃業務又は建物延べ床面積が1,500平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県衛生環境研究所総務課

4 仕様書の交付

仕様書は、次により希望者に直接交付するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成17年2月18日（金）から同年3月3日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 交付場所

東伯郡湯梨浜町大字南谷526 - 1 鳥取県衛生環境研究所

5 申込書類の提出

本件入札に参加を希望する者は、仕様書と同時に交付する入札参加申込書類作成要領に基づき作成した申込書類を次により提出するものとする。

(1) 提出期間及び時間

4の(1)に同じ。

(2) 提出場所

4の(2)と同じ。

(3) 提出方法

持参すること。

6 競争入札参加者の指名

提出された申込書類を審査の上、競争入札参加者を指名するものとし、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。なお、指名しないこととした申込書類の提出者に対しても、その旨を書面により通知する。

7 落札者の決定方法

鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県衛生環境研究所総務課（電話番号0858 - 35 - 5411）とする。

(2) 申込書類の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、申込書類の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 提出された申込書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された申込書類は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。